

平成 30 年度保育行政等指導監査方針

1 指導監査全般について

指導監査の一層の充実を図るため、指導・指摘事項の改善措置状況の確認に徹底を期し、問題点を認めたときは、その発生原因の究明に努めるなど、その効果的な実施を図る。

なお、監査項目のうち、社会福祉法人・施設の運営及び入所者の処遇に重大な影響を及ぼす項目については、「指定項目」として指導の重点事項とする。

2 保育所入所事務について

保育所入所についての情報提供の実施を適正に行うとともに、待機児童が生じている場合は、その対応策を講じるよう指導する。

3 保育所運営費の適正執行について

保育の必要性の確認が確実に行われ、私立保育所においては、階層区分が正確に認定されるよう税額等の確認の徹底を図るなど、保育所運営費が適正に執行されるよう指導する。

4 保育所制度の運用について

保育需要の多様化及び認可外保育施設の現況を踏まえ、地域における保育需要を的確に把握し、子ども・子育て支援交付金を活用した事業を積極的に推進し、保育需要に即した対応が図られるよう指導し、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援計画の推進を図る。

5 児童福祉施設の運営について

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等に定められた職員定数の充足、短時間勤務保育士の取扱いを含めた職員の適正配置並びに職員の処遇及び入所児童の処遇、児童台帳などの諸帳票の整備、苦情処理体制の確立等についての指導をし、さらに社会福祉法人などの設置する施設については、適正な経理事務、資産管理等の指導をする。

各児童福祉施設の目的及び機能が十分発揮されるよう安全管理、衛生管理に留意する。遊具の安全管理の強化について、安全点検チェックシートを活用するなど重大事故が発生することのないよう注意喚起する。

新型インフルエンザを含む感染症防止や、発生した場合の対処方法等について指導する。

人権を大切にすることを育てる保育や第三者評価の受審・公表等が推進されるよう指導する。

利用者に係るシックハウス症候群や化学物質過敏症への対応について、注意を促すものとする。

火災・地震等の災害発生に備え、マニュアルを作成・周知するとともに避難訓練を実施し、消防署をはじめ家庭等関係者と連携し、災害発生時避難体制が確立されるよう指導する。

6 社会福祉法人の運営について

当該年度に定める社会福祉法人等指導監査実施方針に準じ指導する。